

盛岡市新型インフルエンザ等 対策行動計画の概要



「盛岡市新型インフルエンザ等対策行動計画」の作成

(行動計画P 1～2)

新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザ等が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、平成25年4月に施行された。

政府行動計画の策定

特措法第6条の規定により、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置に関する事項等を定めるため、平成25年6月に策定された。

県行動計画の策定

特措法第7条の規定により、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や県が実施する措置に関する事項等を定めるため、平成25年12月に策定された。

市行動計画の作成

特措法第8条の規定により、県行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や市が実施する措置に関する事項等を定めるため、「盛岡市新型インフルエンザ等対策行動計画」を作成する。

【新型インフルエンザ等の定義】

新型インフルエンザ等

※特措法第2条1項

新型インフルエンザ等感染症

※感染症法第6条第7項

新型インフルエンザ

再興型インフルエンザ

新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれのあるもの）
例) SARS

例) スペイン風邪

※感染症法第6条第9項

国及び地方公共団体の行動計画について【法第6～8条】

国として整合性ある対策の実施を確保するよう、国・地方公共団体は、行動計画を作成・公表

	国	都道府県	市町村
行動計画に規定する主な事項	対策の実施に関する基本的な方針 国が実施する措置に関する事項 ・新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザに変異するおそれが高い動物のインフルエンザの海外及び国内における発生の状況、動向及び原因の情報収集 ・新型インフルエンザ等に関する情報の地方公共団体、指定公共機関、事業者及び国民への適切な方法による提供 ・国内初発の場合における現地対策本部による対策の総合的な推進 ・検疫、登録事業者の従業員等に対する特定接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置 ・医療の提供体制の確保のための総合調整 ・生活関連物資の価格の安定のための措置その他の国民生活及び国民経済の安定に関する措置	対策の総合的な推進に関する事項 都道府県が実施する措置に関する事項 ・新型インフルエンザ等の発生の状況、動向及び原因の情報収集並びに調査 ・新型インフルエンザ等に関する情報の市町村、指定地方公共機関、医療機関、事業者及び住民への適切な方法による提供 ・感染を防止するための協力の要請その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置 ・医療従事者の確保その他の医療の提供体制の確保に関する措置 ・物資の売渡しの要請その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置 ・その他必要と認めるもの	対策の総合的な推進に関する事項 市町村が実施する措置に関する事項 ・新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供 ・住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置 ・生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置 ・その他必要と認めるもの
	登録事業者の従業員等に対する特定接種に係る登録の基準に関する事項		
	都道府県行動計画及び指定公共機関業務計画を作成する際の基準となるべき事項	市町村行動計画及び指定地方公共機関業務計画を作成する際の基準となるべき事項	
	新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項	新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項	新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
	地方公共団体やその他の関係機関相互の広域的な連携協力の確保に関する事項	他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項	他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
手続	・閣議 ・国会報告	・必要がある場合、他の地方公共団体へ意見聴取 ・内閣総理大臣に報告、必要な場合は助言・勧告	・必要がある場合、他の地方公共団体へ意見聴取 ・都道府県知事に報告、必要な場合は助言・勧告

新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

(行動計画P3～4)

国においては、新型インフルエンザ等対策を国家の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要があるとしている。市においても、政府行動計画や県行動計画に基づき、この2点を主たる目的として対策を講じていくこととする。

(目的)

感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する。

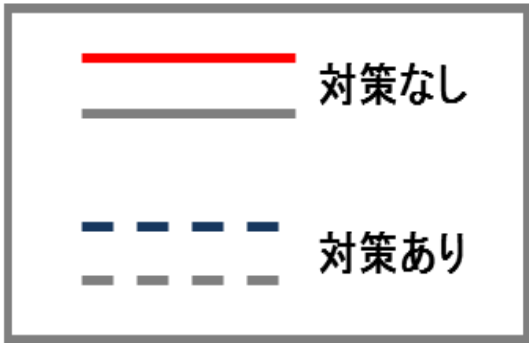
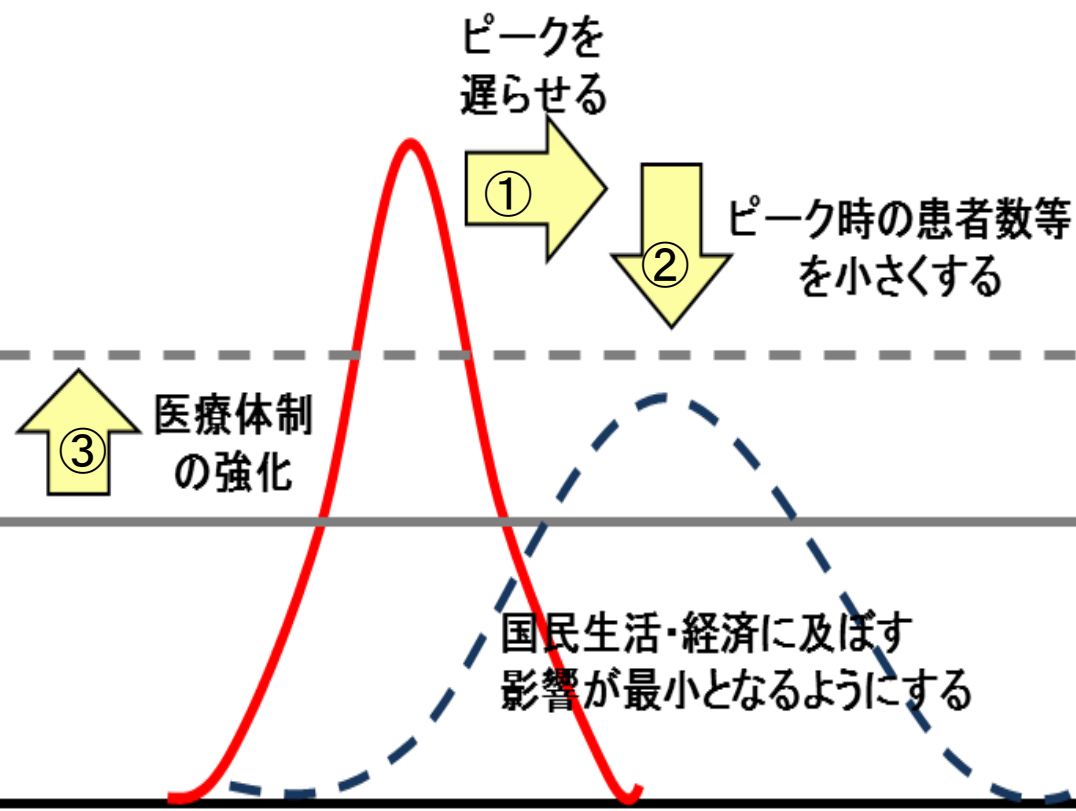
国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

(戦略)

- ◆感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ◆流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ◆適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- ◆地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ◆事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

対策の効果 概念図

患者数等



時間

新型インフルエンザ等対策実施上の留意点 (行動計画P6～7)

新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、政府行動計画、県行動計画及び市行動計画又は業務計画に基づき、国、県、指定（地方）公共機関と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、国及び県においては次の点に留意することとしており、市においても同様に留意することとする。

基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、県が実施する医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請等がなされる場合、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されており、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

関係機関相互の連携協力の確保

盛岡市新型インフルエンザ等対策本部（盛岡市新型インフルエンザ等対策本部条例）は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

記録の作成・保存

市は、発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

新型インフルエンザ等発生時の被害想定 (行動計画P7～8)

政府行動計画を策定するに際しては、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として被害想定を行っている。この推計を人口比率により、県及び市にあてはめると、次のようになる。

区 分		全 国	岩手県	盛岡市
推計人口		1億2,730万人	1,294,000人	300,000人
受診患者数		約2,500万人	約254,000人	約58,900人
入院患者数	病原性が中等度	約53万人	約5,400人	約1,200人
	病原性が重度	約200万人	約20,000人	約4,700人
死亡者数	病原性が中等度	約17万人	約1,700人	約400人
	病原性が重度	約64万人	約6,500人	約1,500人

【国の推計】

- ・全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合、医療機関を受診する患者数は、約1,300万人～約2,500万人と推計。
- ・入院患者数及び死亡者数については、この推計の上限値である約2,500万人を基に、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを使用し、アジアインフルエンザ等のデータを参考に中等度を致命率0.53%、スペインインフルエンザのデータを参考に重度を致命率2.0%として、中等度の場合では、入院患者数の上限は約53万人、死亡者数の上限は約17万人となり、重度の場合では、入院患者数の上限は約200万人、死亡者数の上限は約64万人となると推計。

* 人口は総務省の「人口推計年報(H25.10.1)」

市行動計画の主要7項目

(行動計画P11~19)

新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的を達成するための戦略を実現する具体的対策について、以下の7項目に分けて立案した。各項目ごとの対策については、6段階の発生ごとに記述するが、横断的な留意点等については以下のとおりである。

1.実施体制

- ・ 市内の連携体制の強化と一体となった対策の推進。
- ・ 政府の緊急事態宣言を受け、市長を本部長とした対策本部の設置。

2.サーベイランス・情報収集

- ・ 国、県と連携し、各種のサーベイランス（患者発生状況把握）を実施。
- ・ 新型インフルエンザ等情報の系統的収集・分析。

3.情報提供・共有

- ・ 多様な媒体を用い、迅速な情報提供。
- ・ 集団感染防止の観点からの教育委員会等との連携による情報提供。
- ・ 情報を集約、一元的に発信する体制の構築。

4.まん延防止

- ・ 新型インフルエンザ等患者の入院措置、濃厚接触者に対する感染防止協力の要請。
- ・ マスク着用、手洗い・うがい等の基本的な感染対策の実践。8

5. 予防接種

- ・ 特定接種（市職員に係る）の接種体制の構築、実施。
- ・ 住民接種の接種体制の構築、実施。

※特定接種は、新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員や、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対して行う予防接種。

※住民接種は、市町村を実施主体として全国民を対象として行う予防接種で、原則として集団接種を行う。接種対象者は、基礎疾患を有する者及び妊婦といった「医学的ハイリスク者」、「小児」、「成人・若年者」、「高齢者」の4群に分類されており、接種順位については、発生時に政府対策本部において決定される。

6. 医療

- ・ 保健所を中心とした医師会、薬剤師会、医療機関等からなる対策会議の設置。
- ・ 発生段階に応じた医療体制の維持・確保。
- ・ 市医師会等関係機関のネットワークの活用。

7. 市民生活及び地域経済の安定の確保

- ・ 新型インフルエンザ等の発生を想定しての事前の準備。

発生段階について

(行動計画P19~21)

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、6つの発生段階に応じて実施。

1.未発生期 (新型インフルエンザ等が発生していない状態)



- ・発生に備えて体制の整備を行う

2.海外発生期 (海外で新型インフルエンザ等が発生した状態)



- ・市内発生の遅延と早期発見に努める。
- ・市内発生に備えて体制の整備を行う。

3.県内未発生期 (県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態)



- ・市内発生の遅延と早期発見に努める。
- ・市内発生に備えて体制の整備を行う。

4.県内発生早期（県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）



- ・市内での感染拡大をできる限り抑える。
- ・患者に適切な医療を提供する。
- ・感染拡大に備えた体制の整備を行う。

5.県内感染期（県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態）



- ・医療体制を維持する。
- ・健康被害を最小限に抑える。
- ・市民生活及び地域経済への影響を最小限に抑える。

6.小康期（新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態）

- ・市民生活及び地域経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

各段階における対策について (行動計画P22~46)

発生段階 項目	未発生期	海外 発生期	県内 未発生期	県内 発生早期	県内 感染期	小康期
対策の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・発生に備えて体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内進入の遅延 ・市内発生の遅延及び早期発見 ・体制の整備 		<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大の抑制 ・適切な医療の提供 ・感染拡大に備えた体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療意体制の維持 ・健康被害を最小限に抑制 ・生活経済の影響を最小限に抑制 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活・経済の回復 ・流行の第二波への備え
実施体制	<p style="text-align: center;">国、県、市を挙げて体制を強化</p>					
	<ul style="list-style-type: none"> ・体制の整備 ・国・県等との連携強化 ・市行動計画の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・市保健所健康危機管理方針に基づく組織の設置 (市保健所危機管理会議) (市保健所健康危機対策本部) (市健康危機対策本部) 		<p>(緊急事態宣言後)</p> <ul style="list-style-type: none"> ★市新型インフルエンザ等対策本部の設置 		<p>(緊急事態宣言解除後)</p> <ul style="list-style-type: none"> ★市対策本部の廃止 ・対策の評価・見直し
サーベイランス・ 情報収集	<p style="text-align: center;">発生段階に応じたサーベイランスの実施</p>					
	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集 ・通常のサーベイランス 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常のサーベイランスの強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・全数把握の強化 ・学校等での集団発生の把握の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・全数把握の中止 ・通常のサーベイランスへの移行 		<ul style="list-style-type: none"> ・通常のサーベイランスを継続
情報提供・共有	<p style="text-align: center;">一元的な情報発信、市民への分かりやすい情報提供</p>					
	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的な情報提供 ・コールセンターの体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・コールセンターの設置 ・市ホームページ等で情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・コールセンターの充実・強化 ・市ホームページ等で情報提供 			<ul style="list-style-type: none"> ・コールセンターの縮小
まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ・個人における対策の普及 	<ul style="list-style-type: none"> ・患者、濃厚接触者への対応の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・患者、濃厚接触者への対応 (外出自粛・健康観察) 	<ul style="list-style-type: none"> ・濃厚接触者に対する対応の中止 		<ul style="list-style-type: none"> ・通常のまん延防止対策を継続
			<ul style="list-style-type: none"> ★緊急事態措置 (外出自粛・施設の使用制限等) 実施の周知 			

項目	発生段階					
	未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
予防接種	・ 特定接種、住民接種の実施体制の構築	・ 特定接種の開始 ・ 住民接種の準備		★住民接種の実施		・ 流行第二波に備えた住民接種の実施
医療	・ 帰国者・接触者相談センター設置の準備	・ 帰国者・接触者相談センターの設置 ・ 帰国者・接触者外来の診療体制の整備依頼			・ 帰国者・接触者相談センターの中止 ・ 一般の医療機関への診療を関係機関へ要請	・ 通常の医療体制へ移行
市民生活及び地域経済の安定の確保	・ 要配慮者（※2）への生活支援の検討	・ 事業者に対する職場での対策の準備要請		<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民に対し消費者としての適切な行動の呼びかけ ・ 事業者への買占め売り惜しみ禁止の協力依頼 ・ 事業者に感染対策を開始するよう協力依頼 		<ul style="list-style-type: none"> ★要配慮者への生活支援 ★水の安定供給

★は、緊急事態宣言（※1）がされている場合の動き

（※1）国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとき、特措法32条に基づき政府対策本部が行う宣言。

（※2）要配慮者とは、災害対策基本法第8条第2項第15号に規定する高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。

新型インフルエンザ等発生時の流れと主な措置について

厚生労働大臣の新型インフルエンザ等の発生の公表

※ WHOがフェーズ4を宣言（ヒトからヒトへの感染が増加している）

政府対策本部の設置

- 基本的対処方針の作成
- 特定接種（登録事業者（医療関係者、社会機能維持事業者）の従業員等に対する先行的予防接種）の実施
- 海外発生時の水際対策の的確な実施
- 現地対策本部の設置（必要に応じて）

都道府県対策本部の設置

- 特定接種の実施への協力
- 医師等への医療従事者の要請・指示等

<市町村>

【任意に対策本部設置可】

※法律に基づく対策本部ではない

- 特定接種の実施への協力

新型インフルエンザ等緊急事態宣言（国）

<国>

- まん延の防止に関する措置
 - ・ 住民に対する予防接種の実施指示
- 国民生活及び国民経済の安定に関する措置
 - ・ ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の緊急物資の運送要請・指示
 - ・ 特定物資の売渡しの要請・収用

<都道府県>

- まん延の防止に関する措置
 - ・ 学校等の施設や興行場、催物の制限等の要請・指示
- 予防接種の実施への協力
- 医療等の提供体制の確保に関する措置
 - ・ 病院や、医薬品販売業者等である指定（地方）公共機関における診療、薬品等の販売
 - ・ 臨時の医療施設の開設、土地等の使用
- 国民生活及び国民経済の安定に関する措置
 - ・ ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の緊急物資の運送要請・指示
 - ・ 特定物資の売渡しの要請・収用
- 緊急時の埋葬・火葬

市町村対策本部の設置

- 予防接種の実施
 - ・ 住民に対する予防接種

新型インフルエンザ等緊急事態措置

国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得したこと等により当該疾病が新型インフルエンザ等感染症と認められなくなった旨が公表された場合、本部廃止

緊急事態宣言が解除された場合、本部廃止

新型インフルエンザ等特別措置法（抜粋）

（市町村行動計画）

第八条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を作成するものとする。

2 市町村行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項

二 市町村が実施する次に掲げる措置に関する事項

イ 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供

ロ 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置

ハ 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

三 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項

四 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、市町村行動計画を作成する場合において、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。

4 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、都道府県知事に報告しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けた市町村行動計画について、必要があると認めるときは、当該市町村長に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

6 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

7 第六条第五項及び前条第七項の規定は、市町村行動計画の作成について準用する。

8 第三項から前項までの規定は、市町村行動計画の変更について準用する。

(市町村対策本部の設置及び所掌事務)

第三十四条 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、市町村行動計画で定めるところにより、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならない。

2 市町村対策本部は、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

盛岡市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年4月13日施行）

盛岡市新型インフルエンザ等対策本部規程（平成25年5月8日施行）

